

### 表現の許容範囲の取扱い

技術提案書への表現例は、次表のとおり。

記載場所	許される表現例	許されない表現例
様式 6	①のとおり	②のとおり (抵触事項がある場合は、5点減点とする)
様式 11 のうち次欄以外の範囲	①のとおり	②のとおり (表現方法が許容範囲を超える場合は、減点とする)
様式 11 のうち、規定する範囲 (300 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意)	②のとおり	— 記載範囲が規定する範囲を超える場合は、減点とする

※ 評価点の算定方法等については、別紙 4 の「評価要領」による。

許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

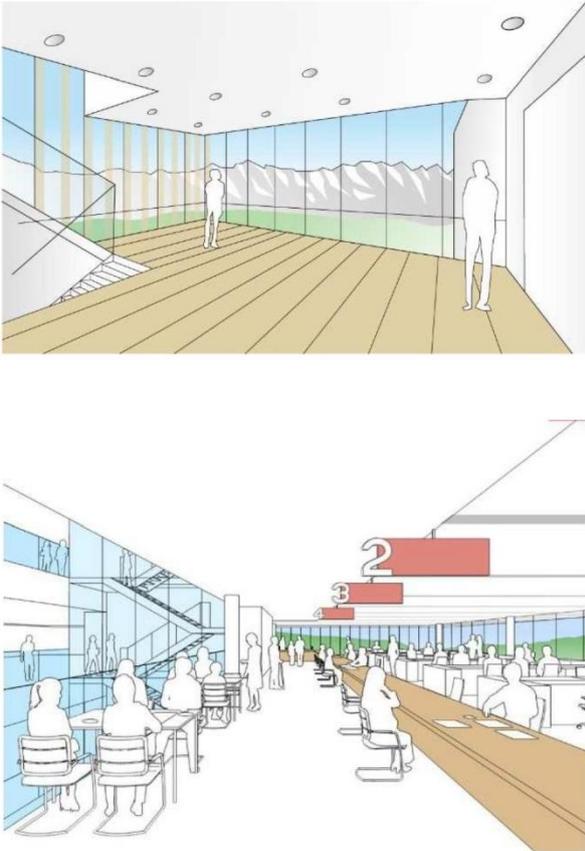
①	②
<p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

①	②
 	 
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>



(4) 内観イメージ図

①	②
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>